

令和2年度

佐賀県手話言語と聞こえの
共生社会づくり基本的施策
実施状況報告書

令和3年9月

佐 賀 県

佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例（平成30年佐賀県条例第41号）第8条第3項の規定に基づき、令和2年度における聴覚に障害のある人の意思疎通手段に関する基本的施策の実施状況について報告します。

令和3年9月9日

佐賀県知事 山口 祥義

目 次

1	佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の概要	1
	(1) 条例の目的	
	(2) 条例のポイント	
	(3) 県の責務の概要	
2	第4次佐賀県障害者プランの概要	2
3	条例の規定に基づく取組実績	3
	(1) 学校における意思疎通手段の普及等(第7条)	
	(2) 手話等を学ぶ機会の確保等(第9条)	
	(3) 手話等を用いた情報発信(第10条)	
	(4) 災害時の連絡体制整備(第11条)	
	(5) 手話通訳者の確保、養成等(第12条)	
	(6) 聞こえ等に関する相談への対応及び支援(第13条)	
	(7) 事業者への支援(第14条)	
4	統計資料	18
	(1) 身体障害者手帳所持者数(聴覚・平行機能障害)	
	(2) 手話通訳、要約筆記者登録者数	

1 佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の概要

(1) 条例の目的

手話言語の普及促進、聴覚障害の特性に応じた多様な意思疎通手段への配慮を通して、聴覚障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し安心して暮らすことのできる地域社会（以下、「聞こえの共生社会」という。）を実現することを目的としています。

(2) 条例のポイント

聞こえの共生社会を実現するために、県の責務、県民の役割、事業者の役割を定めています。

(県の責務)

- 県は、手話言語の普及と聞こえの共生社会を推進するための施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。(条例第4条第1項)

(県民の役割)

- 県民は、この条例の目的及び基本理念の理解を深め、県、市町又は聴覚に障害のある人等が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する取組に協力するよう努める。(条例第5条)

(事業者の役割)

- 事業者は、聴覚に障害のある人に対するサービス提供や雇用に際し、障害の特性に応じた意思疎通手段を積極的に利用するよう努める。(条例第6条)

(3) 県の責務の概要

条例では、県の責務として具体的に次のことが定められています。

- 学校における意思疎通手段の普及等 (第7条)
- 手話等を学ぶ機会の確保等 (第9条)
- 手話等を用いた情報発信 (第10条)
- 災害時の連絡体制整備 (第11条)
- 手話通訳者の確保、養成等 (第12条)
- 聞こえ等に関する相談への対応及び支援 (第13条)
- 事業者への支援 (第14条)
- 意思疎通手段に関する調査研究 (第15条)

2 第4次佐賀県障害者プランの概要

佐賀県障害者プランは、障害者基本法第11条第2項に定める佐賀県の障害者計画であり、障害者の自立及び社会参加の支援等のため、施策推進の基本的な考え方や施策の方向及び達成すべき障害福祉サービス等の目標などを明らかにし、障害福祉施策の総合的、計画的な推進を図るためのものです。平成31年3月に「第4次佐賀県障害者プラン」を策定し、平成31年4月から令和3年3月までを計画期間として取り組んでいるところです。

県は、条例第8条第1項において、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、聴覚に障害のある人の意思疎通手段に関する基本的施策について定め、総合的かつ計画的に推進することとされています。

このことを受けて、「第4次佐賀県障害者プラン」において、条例に定められた県の責務に関連する項目を基本的施策として盛り込んでいます。

○障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◎第4次佐賀県障害者プランにおける関連成果目標

（手話言語と聞こえの共生社会づくり条例に関する部分を抜粋）

事項	現状（直近の値）	目標（R2年度）
字幕・手話入りDVD等貸出数	103件（R1年度）	360件
佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の認知度	15.0%（R1年度）	40.0%
手話通訳者の登録者数	92名（R1年度）	88名
要約筆記者等の登録者数	36名（R1年度）	33名
耳マークの認知度	24.1%（R1年度）	50.0%

3 条例の規定に基づく取組実績

(1) 学校における意思疎通手段の普及等（第7条）

第7条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進を図るものとする。

2 県教育委員会は、聴覚に障害のある児童、生徒、学生又は幼児（以下「聴覚に障害のある児童等」という。）が通学する県立学校において、教職員の意思疎通手段に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるとともに、聴覚に障害のある児童等が意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるものとする。

3 県教育委員会は、県立学校に通学する聴覚に障害のある児童等又はその保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うよう努めるものとする。

4 県は、学校（県立学校を除く。）の設置者に対し、基本理念及び意思疎通手段の理解の促進に関する情報提供、助言その他必要な支援に努めるものとする。

取組実績

○教職員への手話等の研修

県内公立学校の教職員の聴覚障害、意思疎通手段に関する理解を促進し、知識及び技能を向上させるため、新規採用教職員研修や中堅の教職員向け研修等において、手話等に関する研修を実施しました。

実施日	内容	参加者数
4月2日	令和2年度新規採用教職員研修開講式 手話講座「手話について知ろう」 ※ 資料購読による代替研修	414名（小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、実習助手、寄宿舎指導員）
5月14日	令和2年度佐賀県3年経験者研修全校種 合同研修会 手話講座「手話について知ろう」 ※ 資料購読による代替研修	269名（小学校教諭、中学校教諭、義務教育学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭、実習教職員、寄宿舎指導員）
1月12日	令和2年度佐賀県中堅教諭等資質向上研 修第3回合同研修会 手話講座「手話について知ろう」	125名（小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭）

○県立学校における取組

＜県立ろう学校＞

・職員研修

聴覚障害のある児童生徒を対象とする学校であるため、数多く実施しています。

実施回数	主な内容	各研修会参加者数
15回	聴覚障害児の理解と教育・聴覚障害児教育の指導上の工夫・手話講座等	職員 17～60名

・校内の環境機器類

学校行事や授業で使用しています。ロジャーは、聴覚障害者に有効な周波数を増幅したスピーカーや補聴器に直接、音源を伝えることで、生徒にとってより聞き取りやすい音を提供できています。

授業では、オンテナを利用する場面も見られ、リズムに合わせて、振動を感じることができ、難聴者どうしの協働授業を展開することができています。

ロジャー (H29, H30, R2 購入) (補聴援助システム)	線音源スピーカー2、パスアラウンドマイク1 タッチスクリーンマイク9、マイリンク15、テーブルマイク2
コミュニケーション (H28 購入) (聴覚障害用小型スピーカー)	コミュニケーション2
オンテナ R1にFUJITSUより貸与 (音源振動変換器)	オンテナ10、コントローラー1

・聴覚障害全般に係る教育相談等（令和2年度）

県立ろう学校では、特別支援学校のセンター的機能として、聴覚障害に係る、外部からの教育相談を受けています。

項目	件数(のべ)
来校による教育相談件数	138
電話・メール・サテライト相談・巡回相談等	648
関係機関との連携（電話・メール・会議）	639
計	1,425

<県立高等学校>

・職員研修

実施日	学校名	主な内容	研修会等参加者数
4月1日(水)	佐賀西高等学校	本人の状況（両耳難聴であること、リスニング試験時の別室受験対応について）について共通理解を行った。	職員 15名
4月1日(水)	佐賀西高等学校	保健相談部の分掌部会にて、本人の状況及び対応について情報共有を行った。	職員 8名
4月2日(木)	佐賀北高等学校	本人の状況や支援方法について、新学年団で情報共有を行った。	職員 15名
4月2日(木)	小城高等学校	本人に対する支援方法について、新学年団及び全教科担当で情報共有を行った。	職員 15名
4月3日(金)	佐賀農業高等学校	生徒情報交換会を開催し、本人に関する状況の把握と支援方法について、新学年団及び教科担当者、教育相談担当者、保健部職員で情報共有を行った。	職員 15名
6月5日(金)	佐賀農業高等学校	職員連絡会において、本人に対する支援方法について、全職員で確認及び情報共有を行った。	職員 63名

・校内の環境機器類

学校名	機器名	備考
佐賀西高等学校	リスニングに用いるポータブルCD機器	
小城高等学校	Windows 端末標準機能の音声認識機能 ワイヤレスマイク ドラゴンスピーチ11 木村情報技術株式会社の音声認識新システム UDトーク	木村情報技術株式会社の音声認識新システムについては、使用の仕方を本人に伝えた上で本人使用タブレットに入れており、本人が使いたいときは、いつでも使用できる状態にしていた。 UDトークは本人のスマートホン等で本人が希望すれば使用可能としていた。 全校集会や生徒会行事等では、UDトークを使用した。

・当該生徒に対する支援の状況

各学校では、聴覚障害のある生徒をはじめ、支援の必要な生徒に関して、年度当初に職員間で情報共有及び対応方針等について協議を行っています。その後も、生徒のクラス内でのコミュニケーションの様子や学習状況等の確認を適宜行い、特別支援教育担当と担任との情報共有を行っています。また、ろう学校との連携もしており、メールや電話によるアドバイス等を受けています。

校内環境としては、教室における座席位置の配慮や本人在籍教室及び隣接する教室の全ての椅子と机の脚にテニスボールを付けて、雑音を減らすようするなど、それぞれの学校で望ましい環境を整えるよう努めています。

職員間の共通理解として、学校によっては次のような取組も見られます。

簡単な内容は、ゆっくりと大きく口元を見せる。後ろから指示は出さない。重要な指示や連絡事項が多い時は、メモやプリント等視覚情報を活用する。授業中はなるべく生徒の方を向いて話し、専門的な用語は板書するなど、板書やメモの提示等を多めに利用した指導を行う。全ての教科担当者が透明のマスクを用いて、本人から口元が見える状態を維持する。授業内容が理解できていない場合は、必要に応じて放課後に個別指導を行う。

集会等に際しては、全校生徒を対象にUDトークを使用することにより、コミュニケーション支援アプリを体験する機会を作っています。また、文化祭のビデオ等には、字幕をつけるなどの工夫を行っている学校もあります。

(2) 手話等を学ぶ機会の確保等 (第9条)

第9条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町その他関係機関と協力し、啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

2 県は、その職員がこの条例の目的及び基本理念に対する理解を深め、手話等を学習する取組を推進するため、手話等に関する研修等を行うものとする。

取組実績

○佐賀県聴覚障害者サポートセンター運営事業

聴覚に障害がある方の社会参加を進め、聴覚に障害のある方の福祉の増進を図ることを目的として、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣、相談支援、映像に字幕や手話を挿入したDVD制作等を行っています。

(センター概要)

所在地	佐賀市白山2丁目1-12
開館日	火曜日～日曜日
利用時間	9:30～18:00
休館日	月曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
運営団体	一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会
利用者数	6,533人(令和2年度実績)

○聴覚障害者理解促進事業 (佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

聴覚障害者の理解促進のため、広報啓発活動を行っています。

①ホームページ作成、管理運営

○主なページの内容

- ・トップページ…新着情報、各ページのタグ掲載
- ・センターのこと…目的や業務、利用案内、アクセス方法等を掲載
- ・講座のこと…事業として行っている講座の案内や申込書等を掲載
- ・きこえのこと…聴こえの相談やピアカウンセリング等を掲載
- ・みみよりなこと…「みみよりなお知らせ」バックナンバー、イベント等を掲載
- ・ライブラリーのこと…ライブラリーや学習用手話動画等を掲載

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
ページ ビュー (件)	6,297	6,296	6,682	6,982	6,444	7,271	5,765
訪問者 (人)	4,058	4,489	5,114	5,681	4,920	5,109	4,532
	11月	12月	1月	2月	3月	計	前年度
ページ ビュー (件)	6,125	5,790	6,784	7,836	8,805	81,077	62,638
訪問者 (人)	4,628	4,088	4,055	5,102	6,124	57,900	46,634

②サポートセンターだより「みみよりのお知らせ」発行

- ・毎月15日発行
- ・配布先…県・市町障害福祉担当部署、県・市町社会福祉協議会、ろう学校
特別支援学校、佐賀市内老人クラブ、佐賀市内公民館等

③みみサポーター養成講座

加齢性難聴の特徴・聴こえの仕組み・様々なコミュニケーション方法等について学ぶために、一般の方を対象として講座を開講しています。

	開催日	受講者数	修了者数
1回目	10月3日、10月10日、10月24日(全3回)	14人	12人
2回目	2月20日、2月27日、3月6日(全3回)	6人	6人

○新規採用職員研修における手話研修

県職員の聴覚障害に関する理解を深め、手話について学習する取組を推進するため、県の新規採用職員に対して、手話に関する研修を行っています。

開催日	内容	参加者数
7月3日	聴覚障害者理解と手話	143人

○新規採用警察職員への手話研修

県職員の聴覚障害に関する理解を深め、手話について学習する取組を推進するため、新規採用警察職員に対して、手話に関する研修を行っています。

	開催日	内容	参加者数
計10回	4月23日	挨拶、名前、警察業務に関連した表現について、実技を交えて研修。	1～2回目 55人 3～5回目 54人 6～9回目 27人
	6月25日		
	7月21日		
	8月27日		
	9月24日		
	10月22日		
	11月26日		
	12月24日		
	1月21日		

(3) 手話等を用いた情報発信（第10条）

第10条 県は、聴覚に障害のある人が円滑に県政に関する情報を取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、意思疎通手段を用いた情報発信に努めるものとする。

取組実績

○ボランティア（字幕挿入等）養成事業（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

聴覚障害者のコミュニケーション支援のため、聴覚障害者への情報保障の一つであるDVD等の字幕制作のための字幕制作ボランティアを養成しています。

【字幕制作ボランティア養成講座開催実績】

区分	開催日	申込者	修了者
字幕制作ボランティア講座	2月9日～3月23日（火） 13時～16時（3時間×全6回）	3名	3名

○手話・字幕入り映像の制作編集（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

情報提供の一つとして、既存映像への手話や字幕の挿入及び身近な情報番組などの自主企画作品の制作、収録などを行っています。

【字幕制作実績】

映像提供市町	本数	内容
鹿島市CATV	1本	ガタリンピック
自主制作	10本	聴こえのセミナーシリーズ 他
計	11本	

【映像制作実績】

映像提供市町	本数	内容
佐賀県新規採用職員研修用教材	1本	手話の事前学習用
佐賀県教職員研修用教材	2本 (作業中8本)	教職員研修（聴覚障害と手話）用、次年度研修用
星生学園校歌	2本	卒業式用・練習用
手話学習用教材	9本	手話学習のための教材、選考試験のための映像
手話がたり	1本 (作業中8本)	県内のろう者・手話がたり撮影 (佐賀の方言・歴史、技術職等)
計	14本	

○字幕入り映像ライブラリー貸出事業（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

聴覚障害者が日常的に文化芸術に親しめる環境づくりを進めるため、字幕入り映像ライブラリーの貸出を行っています。

【ライブラリー貸出実績】

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
人数	2	4	3	4	6	4	12	13	15	11	12	11	97
本数	6	12	9	12	18	12	36	37	43	32	35	32	284

○知事定例記者会見の動画への字幕挿入

知事の定例記者会見及び囲み取材等について、聴覚障害者の方も知事の発言内容を知ることができるよう、後日WEBに掲載する動画に字幕を挿入しています。

○県主催のイベントにおける手話通訳の導入

県が主催する講演会・イベント等で、手話通訳・要約筆記による支援を要する方が参加される可能性がある場合は、原則として手話通訳等をつけることとしています。

○耳マーク表示版の設置

聴覚障害者の社会的障壁を除去するため、県庁内の各課において耳マーク表示版の設置を行っています。

○県議会での文字情報表示ディスプレイ設置

県議会の傍聴者向けに、県議会本会議における発言をリアルタイムで文字情報化し表示させるため、アプリ「UDトーク」を導入し、表示用ディスプレイを設置しました。

○新型コロナウイルス感染症に係る知事記者会見等での情報保障

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る対策本部会議や知事記者会見等において、令和2年度から手話通訳士による手話通訳及び要約筆記者による要約文の作成を行っています。

【手話通訳実施回数】

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
知事会見	1	4	1	1	1	0	1	1	0	1	2	0	13
対策本部 会議	0	6	4	3	5	2	2	4	6	7	6	3	48
記者説明	2	4	0	10	9	0	0	0	0	0	0	0	25
計	3	14	5	14	15	2	3	5	6	8	8	3	86

(4) 災害時の連絡体制整備（第11条）

第11条 県は、災害その他の非常の事態において、聴覚に障害のある人が障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう、市町その他関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

取組実績

○災害情報のHP掲載・緊急速報メールによる情報提供

災害発生時に、聴覚障害者でも必要な情報を取得できるよう、情報をHPに掲載したり、緊急速報メールを送信することにより情報提供を行っています。

○火災や緊急事案発生時の緊急通報システムの推進

耳の不自由な方や言葉の不自由な方のために、火災等の緊急事案が発生した場合に、FAXで119番通報ができる体制の整備を進めています。

○メール110番、FAX110番、アプリ110番の設置

耳の不自由な人や言葉の不自由な方のために、インターネットや携帯電話から直接110番通報ができる「メール110番」、FAXで110番通報ができる「FAX110番」及びスマートフォンアプリを使用して110番通報ができる「アプリ110番」を運用しています。

○スマホ安否確認システムの運用（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

聴覚障害者、情報支援者にあらかじめ登録してもらい、災害時に安否を確認するシステムを設置・運用しています。令和2年9月7日午前7時01分、台風10号接近の際に発動し、登録者181名中46名返信、無事を確認しました。

(5) 手話通訳者の確保、養成等 (第12条)

第12条 県は、市町その他関係機関と協力し、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通の支援を受けることができる体制を確保するよう努めるとともに、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び資質の向上を図るものとする。

取組実績

○手話通訳者・要約筆記者養成事業 (佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業)

聴覚障害者のコミュニケーション支援のため、手話通訳者、要約筆記者の養成を目的として、厚生労働省のカリキュラムに即したテキストによる講座を開催し、手話通訳者、要約筆記者登録の増加に努めています。

①手話通訳者養成講座 通訳Ⅰ課程

区分	開催期間	受講回数	受講者	修了者
1クール目	4月12日～9月20日	4時間×18回	11名	10名
2クール目	10月11日～3月21日	4時間×18回	10名	10名

②手話通訳者養成講座 通訳Ⅱ課程

区分	開催期間	受講回数	受講者	修了者
1クール目	4月12日～9月20日	4時間×17回	9名	9名
2クール目	10月11日～3月21日	4時間×17回	9名	9名

③手話通訳者養成講座 通訳Ⅲ課程

開催期間	受講回数	受講者	修了者
9月15日～3月27日	2時間×12回	7名	6名

④手話通訳者養成講座 現任研修

開催期間	受講回数	受講者
6月27日、8月8日、9月26日、 10月17日	4回	延100名

⑤手話通訳者全国統一試験対策講座

開催期間	受講回数	受講者
5月24日～11月28日	30回	11名

⑥要約筆記者養成講座（パソコン要約筆記含む）

区分	開催期間	受講回数	受講者	修了者
1クール目	6月3日～10月28日	4時間×21回	5名	3名
2クール目	9月5日～3月6日	4時間×21回	9名	9名

⑦要約筆記者養成講座 現任者研修

開催期間	受講回数	受講者
6月6日、6月20日、8月22日、2月5日、3月13日	5回	延53名

⑧全国統一要約筆記者認定試験対策講座

開催期間	受講回数	受講者
11月29日～2月13日	7回	延43名

○手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者講師養成事業（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

手話通訳者、要約筆記者を養成する講師の質の向上と増員を図るため、養成事業を実施しています。

①手話通訳者養成講座担当講師連続講座（講義編）

開催期間	開催場所	受講者
3月1日～3月21日	オンライン	4名

②手話奉仕員養成講座担当講師連続講座（講義編）

開催期間	開催場所	受講者
3月1日～3月21日	オンライン	4名

③要約筆記者講師養成事業

開催期間	開催場所	受講回数	受講者	修了者
①10月14日～10月16日	オンライン	3回	2名	2名
②11月27日～11月29日				
③1月16日～1月18日				

○手話通訳者・要約筆記者派遣事業（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

県障害福祉課及び県域の障害者団体が主催する聴覚障害者の参加が見込まれ専門性の高い分野である各種大会、講演会等へ手話通訳者、要約筆記者の派遣を行っています。

種別	派遣回数	備考
手話通訳	9回	・県障害福祉課及び県域の障害者団体が主催する大会等のみ。
要約筆記	13回	

(6) 聞こえ等に関する相談への対応及び支援（第13条）

第13条 県は、県民からの聞こえ、補聴器具等に関する相談を受け付け、また、支援を行うための拠点の整備及び充実を図るものとする。

取組実績

○聴力・補聴器に関する相談（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

聞こえに対する悩みがある方に対し、相談対応や、聴力測定や補聴器適合調査を行うとともに、補聴器の貸し出しなどを行っています。

①聞こえの相談利用者状況

新規利用者			再来	医師相談	測定体験	電話/メール	計
聞こえの相談	補聴器相談	その他					
30	15	2	62	16	28	25	178

②補聴器試聴・貸出・購入

聴覚障害者サポートセンター内での補聴器の試聴の他、補聴器販売店による補聴器の貸出や購入に関する相談対応も行っています。

試聴	貸出	購入
38	11	12

③巡回聞こえの相談

聴覚障害者サポートセンターまで来られない方々のために、県内各地に巡回して聞こえの相談を実施しています。

回数	利用者数	巡回先
12回	39人	神崎市、多久市、佐賀市、大町町、伊万里市、江北町、武雄市、有田町、みやき町、唐津市

④カウンセリング（難聴者・中途失聴者向け各種相談）

聴力測定	補聴器関係	コミュニケーション関係	生活関係	その他	計
3	8	2	2	2	17

○ピアカウンセリング（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

聴覚障害者（ろう者）やその家族等からの相談に応じ、同じ聴覚障害のある方による必要な指導及び助言を通じて解消を図っています。

【実施実績及び相談人数】

区分	実施回数	就労関係	日常生活面	人間関係	その他	計
来館	-	10	36	2	151	199
高齢者訪問	28回	0	27	0	78	105
巡回	16回	-	-	-	-	16
計		10	63	2	229	320

【相談者年齢別一覧】

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計
0	8	14	26	28	48	117	79	320

○ICTを活用したコミュニケーション支援（佐賀県聴覚障害者サポートセンター事業）

聴覚障害者がICTを活用することで、より不自由なくコミュニケーションをとれるよう、活用方法の指導を行っています。

① ICT活用講座

区分	開催日時	参加者数	備考
スマホで撮る写真講座	11月14日	5名	
パソコン教室	難聴者向け (要約筆記)	3月5日	学びたい内容を聞いた上で講師と1対1の指導を行った。
		3月26日	
	ろう者向け (手話通訳)	12月12日	
		12月26日	
		3月17日	

② ICTに関する相談

109件（スマートフォン・アプリ、パソコンの使い方に関する相談）

(7) 事業者への支援 (第14条)

第14条 県は、聴覚に障害のある人が利用しやすいサービスの提供及び聴覚に障害のある人が働きやすい環境の整備等を行う事業者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

取組実績

○雇用に関する相談

聴覚障害のある方、その保護者の方、事業者からの相談に基づき、職場訪問などを行っています。

【聴覚障害者（ろうあ者）を雇用している企業等における職場巡回相談及び相談】

月 日	会社名	
8月19日（木）	トヨタ紡織九州（株）	神崎市 自動車シート製造業
10月8日（木）	（株）三光	伊万里市 印刷業
10月23日（金）	トヨタ紡織九州（株）	神崎市 自動車シート製造業
11月14日（土）	鳥栖NOK株式会社	工業用ゴム製品を製造・販売
3月25日（木）	トヨタ紡織九州（株）	神崎市 自動車シート製造業

◎第4次佐賀県障害者プランにおける関連成果目標達成状況

(手話言語と聞こえの共生社会づくり条例に関する部分を抜粋)

事項	目標 (R2年度)	実績 (R2年度)
字幕・手話入りDVD等貸出数	360件	284件
佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の認知度	40.0%	21.0%
手話通訳者の登録者数	88名	100名
要約筆記者等の登録者数	33名	35名
耳マークの認知度	50.0%	30.6%

4 統計資料

(1) 身体障害者手帳所持者数（聴覚・平行機能障害）

(令和3年3月31日現在)

(単位：人)

市町名	手帳所持者数				等級別内訳						
	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
佐賀市	23	166	781	970	61	171	113	274	4	347	970
唐津市	13	120	552	685	31	118	88	120	4	324	685
鳥栖市	10	37	169	216	8	36	33	59	4	76	216
多久市	3	10	73	86	4	19	15	21	0	27	86
伊万里市	2	45	177	224	18	46	25	43	0	92	224
武雄市	9	37	210	256	4	54	34	81	2	81	256
鹿島市	4	16	106	126	6	25	12	37	2	44	126
小城市	6	43	146	195	8	43	26	50	0	68	195
嬉野市	3	13	80	96	2	19	11	22	1	41	96
神埼市	3	22	126	151	4	30	19	34	0	64	151
吉野ヶ里町	2	12	36	50	9	10	6	9	0	16	50
基山町	1	12	27	40	4	13	2	8	0	13	40
上峰町	2	4	26	32	3	7	2	4	1	15	32
みやき町	3	14	101	118	2	25	10	26	2	53	118
玄海町	1	1	23	25	0	3	4	7	0	11	25
有田町	3	19	81	103	5	23	20	19	0	36	103
大町町	1	6	50	57	4	12	7	14	0	20	57
江北町	1	9	42	52	1	7	8	21	0	15	52
白石町	3	8	111	122	4	18	13	45	1	41	122
太良町	2	6	41	49	1	10	3	19	0	16	49
計	95	600	2,958	3,653	179	689	451	913	21	1,400	3,653

(2) 手話通訳、要約筆記者登録者数

(手話通訳 登録者数)

	令和2年(2020年)度末
手話通訳士	7人
手話通訳者	37人
手話奉仕員	56人
計	100人

(要約筆記者 登録者数)

	令和2年(2020年)度末
要約筆記者	35人

